

# 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の 9



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- 鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則 (※) (道路維持課取扱い) 2

## 規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第12号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則(平成6年鹿児島県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「教授会の議を経て」を削る。

第20条中「次」を「学長は、次」に、「は、教授会の議を経て学長が」を「を」に改める。

第27条第1項中「前条」を「学長は、前条」に、「は、教授会の議を経て、学長が」を「, 」に改める。

第33条中「教授会の議を経て」を削る。

第37条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第38条の見出し中「審議事項」を「審議事項等」に改め、同条中「次の事項を」を「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条第2項及び第5項の規定により、次に掲げる事項について」に改め、同条第3号から第11号までを削り、同条に次の2項を加える。

2 教授会は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第2項の規定により、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学, 卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前2項各号に規定するもののほか、学校教育法第93条第3項の規定により、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第50条中「, 教授会の議を経て」を削る。

第51条第1項中「教授会の議を経て」を削り、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第13号

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第133条第1項」を「第137条第1項」に，「同条第4項」を「同条第3項」に改め，同項第5号中「第9条第8号」を「第9条第9号」に，「法第238条第1項第6号」を「同項第6号」に改め，同項第6号中「第3号に規定する」を削り，同項第7号中「第3号に規定する」，「第4号に規定する」及び「第2号に規定する」を削り，同項第8号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第9条第2号中「分掌の」を削り，同条第7号中「第11条の2第6項」を「第69条第6項」に，「第11条の3第5項」を「第70条第5項」に改める。

第38条の2中「第11条の2第6項」を「第69条第6項」に，「第11条の3第5項」を「第70条第5項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第2条第2項第2号及び第8号の改正規定は，平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第14号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

大和村	名瀬瀬戸内線（大金久橋から宇検村との境界までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草，交通安全施設 の修繕及び植栽物の 管理
	名瀬瀬戸内線（大金久橋から宇検村との境界までの区間を除く。）	維持及び修繕のうち 交通安全施設の修繕 及び植栽物の管理

を

大和村	名瀬瀬戸内線	維持及び修繕のうち 除草，交通安全施設 の修繕及び植栽物の 管理
-----	--------	---

に改める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。